

95 勤勞動員時期並びに入学期等に関する件に付各教員養成諸学校へ通達

〔昭和二十年一月〕

(注記1)

勳園一八号  
裁定  
1月29日  
文書課長

送 発  
1月29日  
起案者  
(松本) (印) (柏崎) (近藤) (風間) (寺中) (加藤) (阿原) (永井) (印)

昭和二十年一月二十二日起案

(注記2)

国民教育局長 (阿原) (印)  
総務局長 (永井) (印) (加藤) (印) (寺中) (印) (近藤) (印) (風間) (印) (柏崎) (印)

案

年月日 局長

各教員養成諸学校長宛

(注記4)

勤勞動員時期並ニ入学期等ニ関スル件

標記ノ件ニ(供)(関シ)テハ屢次ノ通牒ニ依リ御配意中ノコト、  
被存ラル、モ教員養成学校ニ付テハ左記ニ依リ御措置相成度

記

(加筆)(抹消) 〔レ〕三月卒業スベキ課程(二付テハ)ノ学徒ニシテ勤勞(動員)  
(加筆) 〔出動〕中ノモノニ付テハ(受入)側ノ接衝ノ上(追テ指示ノ予  
定ナルモ凡ソ)三月初旬(頃)出動先ヲ引上げ帰(学差支ナキコ  
ト)〔校セシムル予定ノ下ニ受入側ト〕接衝ノコト  
(抹消)(加筆) 〔二〕〔一〕高等師範学校(及女子高等師範学校ノ)第四学年(理

(下 札)

科系)ニ付テハ本年一月十五日附発総二号「理科系大学高等  
専門学校学徒ノ勤勞動員時期等ニ関スル件」

一、大学ニ関スル事項之ヲ準用スルコト

(抹消)(加筆) 〔三〕〔二〕青年師範学校ハ前号ノ通牒ノ二、高等師範学校ニ関  
スル事項ノ中ノ農業関係専門学校中ニ包含シ居ルモノナルニ

付右通牒ニ依リ処置スルコト(並ニ)〔尚〕同校農業科ノ学徒  
(加筆) 〔二〕シテ今般ノ航空機関係緊急動員ニ出動シタル者)ニ付テ

ハ同通牒ニノ6ヲ準用スルコト

(抹消)(加筆) 〔四〕〔三〕文科系(師範学校ヲ含ム)学科(ノ動員継続ニ付  
テハ)(師範学校ヲ含ム)(学徒ニシテ勤勞出動中ノ者ハ)別

途指示アルマデ現ニ出動中ノ動員(ヲ)継続(スルコト)ノ予定  
ナルニ付諒知ノコト

(抹消)(加筆) 〔五〕〔四〕入学時期ニ付テハ大部分ノ新入学生ガ昨年十二月一  
日閣議決定ノ「新規中等学校卒業者ノ勤勞動員継続ニ関スル

措置要綱」備考一、二依リ(七月一日)勤勞終了ガ六月末日ト  
相成ベキニ付(テハ)各学科共現ニ勤勞出動ヲナシ居ラザル青

年学校出身者、各種検定合格者、外地等ヨリノ入学(許可)者  
等ニ付テモ其ノ旨通知シ一齊ニ七月一日登校セシメ授業ヲ開

始スルコト(但シ東京農業教育専門学校、同校附設農業教員  
養成所、盛岡農林高等学校附設農業教員養成所及(師範)学校

予科、)青年師範学校ニ付テハ四月一日トス  
(抹消)(加筆) 〔六〕〔五〕〔七月〕授業開始ノ生徒ニ対スル)給与学資ハ四、五、

六、(七月)月分ヲ一括七月ニ支給スルコト

備考

(注記5)

別紙写、発総二号通牒(二〇、一、一五附)ヲ各校宛添付ノ  
コト、  
発総二号

昭和二十年一月十五日

文部省総務局長

厚生省勤労局長

軍需省総動員局長

各行政協議会長

各地方官

理科系大学高等専門学校校長

各軍需監理部長

各地方鉦山監(督)局長

理科系大学高等専門学校生徒ノ勤勞動員時期等ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ今後ノ戦局及生産事情等ニ応ジ特別ノ措置

ヲ必要トスルニ至ラザル限リ概ネ左記方針ニ依リ動員ヲ実(加筆)施

致スコトト相成タルニ付テハ夫々之ニ応ズル準備ヲ整ヘ置カル

ル様万遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒

追而本件ニ付テハ陸軍省ニ於テ諒承済ニ付為念

一、大学ニ関スル事項

1 第二学年生徒ノ必要の動員ハ本年一月早々ニ之ヲ行フコト

トシ四月以降ニ及ビ適生出動ノ予定ナルモ一応本年三月末

ヲ終期トシテ動員下令ヲ為スコト

2 現ニ出動中ノ第三学年生徒ハ本年七月初ヨリ出動先ヲ引揚

ゲ帰学セシメ卒業前三ヶ月ヲ専ラ教育ノ実(加筆)施ニ充ツルコ

ト右教育期間ニ於テハ真ニ重点的ナル方法ニ依リ大学教育

ノ最後の仕上ヲ実(加筆)施スルコト

3 本年ニ限り理科系最高学年生徒ノ分散的動員ハ之ヲ行ハザ

ルコト

二、高等専門学校ニ関スル事項

1 本年四月高等専門学校ニ入学スベキ生徒ハ昨年十二月一日

閣議決定ノ「新規中等学校卒業者ノ勤勞動員継続ニ関スル

措置要綱」備考一、ニ依リ生産ノ事情ヲ勘案シ本年六月迄

ハ現在出動先ニ於テ勤勞ヲ継続スルコトナリ居ルモ此等

生徒中農業(加筆)係専門学校生徒ニ付テハ農業教育ノ特質ニ

鑑ミ四月初ヨリ第一学年ノ学業ヲ開始スルコト

2 第一学年生徒ニシテ今般ノ航空機関係緊急動員ニ出動シタ

ル者ハ本年三月末現場ヲ引揚ゲ四月初メ第二学年進級ト共

ニ学校ニ於テ第二学年ノ学業ヲ開始シ六月末迄在校シ七月

初ヨリ再び必要のニ出動セシムルコト

3 第一学年生徒ニシテ今般ノ航空機関係緊急動員ニ出動セザ

リシ者ハ右ノ緊急動員引揚学術ノ補充トシテ本年四月初第

ニ学年進級トトモニ出動シ爾後引続キ勤勞ヲ継続セシムル

コト

4 現ニ出動中ノ第二学年生徒ハ本年四月初第三学年ニ進級後

モ現在ノ出動先ニ於テ勤勞ヲ継続セシメ本年七月初ヨリ出

動先ヲ引揚ゲ帰校セシメ卒業前三ヶ月ヲ専ラ教習ノ実(加筆)施

ニ充ツルコト

右教習期間ニ於テハ真ニ重点的ナル方法ニ依リ専門教育ノ最後の仕上ゲヲ実施スルコト

5 本年ニ限り理科系最高学年学徒ノ分散的動員ハ之ヲ行ハザルコト

6 歯学医学専門学校第二学年学徒ニシテ今般ノ航空機関係緊急動員ニ出動シタル者ハ本年三月末ニ引揚ゲ帰校セシムルコト

動総八五号

昭和十九年十二月二日

〔加筆〕  
〔参考〕

文部次官

各地方行政協議会長

各地方長官

警視総監殿

〔加筆〕  
直轄学校長

公私立大学高等専門学校長

新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ関スル措置要綱ノ件  
標記ノ件ニ関シ本月一日別紙ノ通り閣議決定相成タルニ付テハ  
追而之ガ実施細目ニ関シ別途指示相成見込ナルモ差当リ之ガ実施準備ニ関シ万遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命通牒

追而本閣議決定中第八ノ項ハ未発表ニ付取扱上御注意相成度

新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ関スル措置要綱

(昭和一九、一二、二)

### 第一方針

苛烈ナル戦局下軍需生産ノ最大能率ヲ發揮スベキ国家要請ニ即応シ明年三月中等学校ヲ卒業スベキ者ノ内特別ノ事情アル者ヲ除キ卒業後モ学徒タル身分ヲ保有シテ引続キ勤勞ヲ繼續セシムルコトトシ以テ其ノ修得セル熟練技能ヲ活用スルト共ニ学徒勤勞ノ長所ヲ發揮シテ生産現場ニ於ケル能率ノ一時的低下ヲ防止セントス

### 第二要領

一、明年三月中等学校ヲ卒業スベキ者ニシテ左ニ該当スル者以外ノ者ヲシテ (A) 中等学校ノ附設課程

ニ進学セシメ引続キ学徒ノ儘工場事業場ニ於テ勤勞ヲ繼續セシムル如ク措置ス

(1) 上級学校入学者

(2) 陸海軍(学校)ニ入隊(入学)スル者

(3) 工業学校、農業学校又ハ水産学校卒業生ニシテ工業又ハ

農林水産業ニ従事スル者

(4) 国民学校令施行規則第百九条ニ依ル助教ト為ル者

(5) 般員ト為ル者

(6) 看護婦規則第二条第二号ニ定ムル学校又ハ講習所ニ入学

又ハ入所スル者

(7) 外地又ハ外国ニ就職決定セル者

(8) 女子ニシテ家庭生活ノ根軸タル者

(9) 戦時農業要員タラシムルヲ必要ト認ムル者

(10) 其ノ他特別ノ事由ニ依リ地方長官ニ於テ除外スルヲ適當



【自昭18年至昭20年 学生生徒総規  
第7冊】文部省⑤ 3A.32—6.2456】